

## 兵庫医科大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、兵庫医科大学(以下「本学」という。)における大学発ベンチャーの認定及び円滑かつ適正な支援のために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において「大学発ベンチャー」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 1 本学で達成された研究成果又は習得した技術等に基づく起業
- 2 本学の教職員又は学生を発明人とする特許に基づく起業
- 3 本学の教職員(退職後3年以内の者を含む。)又は学生が設立に深く関与する起業

### (認定の手続き)

第3条 大学発ベンチャーの認定を受けようとする者は、別紙様式1による認定申請書に必要書類を添えて学長に提出するものとする。

② 学長は、前項の申請があったときは、速やかに兵庫医科大学大学発ベンチャー認定委員会(以下「委員会」という。)に付議し、その審議結果を踏まえ、認定の可否を決定し、文書により申請者に通知するものとする。

### (申請の条件)

第4条 前条第1項の申請は、大学発ベンチャーの認定を受けようとする者が次の各号のいずれにも該当する場合に行うことができる。

- 1 第2条に掲げる大学発ベンチャーの定義に該当していること。
- 2 事業内容等が公序良俗に反しないこと。
- 3 本学に対する名誉毀損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- 4 本学の教職員が起業したものにあっては、学校法人兵庫医科大学兼業規程その他本学法人における関係規程等に定める所要の手続き、許可等が適正になされていること。

### (称号の授与)

第5条 学長は、第3条第2項により認定した大学発ベンチャー(以下「認定大学発ベンチャー」という。)に対し、別紙様式2による兵庫医科大学大学発ベンチャー称号記により、「兵庫医科大学大学発ベンチャー」の称号を授与するものとする。

### (本学の法的責任)

第6条 第3条第2項の認定及び第5条の称号の授与は、本学に何ら法的責任を生じさせるものではない。

(委員会)

第7条 委員会は以下の者によって構成する。

- 1 学長
  - 2 研究担当副学長
  - 3 財務担当理事
  - 4 学長が指名する申請者と直接利害関係を有しない起業内容と関連のある分野の教員2名
  - 5 その他学長が必要と認めた者
- ② 委員会は、第3条第1項に規定する申請ごとに学長が設置し、前項第4号及び第5号の委員は、申請のあった都度学長が指名する。
- ③ 委員会は、申請に対する称号の授与の可否、また、可とする場合には、第11条に規定する支援のうち申請のあった項目について、その適否を審議し、決定する。

(事業報告書等の提出)

第8条 認定大学発ベンチャーの代表者は、年度毎に適宜の様式により、事業報告書及び収支決算書を学長に提出しなければならない。

- ② 認定大学発ベンチャーの代表者は、第3条の申請内容に変更があったときは、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。
- ③ 認定大学発ベンチャーが次の各号に掲げる適用を受けたときは、認定大学発ベンチャーの代表者又は清算人は、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。
- 1 会社法(平成17年法律第86号)に定める解散
  - 2 破産法(平成16年法律第75号)に定める破産宣告
  - 3 民事再生法(平成11年法律第225号)に定める再生手続き
  - 4 会社更生法(平成14年法律第154号)に定める更生手続き
  - 5 不正競争防止法(平成5年法律第47号)に定める不正競争を行い、裁判によって同法第21条に定める罰金刑が確定した場合

(認定の解除及び称号の返付)

第9条 認定大学発ベンチャーは、第3条第2項の認定の解除及び第5条により授与された称号の返付を申し出ることができる。

- ② 学長は、前項の申出を受けたときは、これを認めるものとする。

(認定及び称号の授与の取消し)

第10条 学長は、認定大学発ベンチャーが、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第2項の認定及び第5条の称号の授与を取消すことができる。

- 1 認定大学発ベンチャーの事業活動が第2条に掲げる大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合
  - 2 認定大学発ベンチャーが社会的信用を失墜する行為を行った場合
  - 3 認定大学発ベンチャーに反社会的勢力の関与が疑われる場合、その他本学の不名誉となるおそれがある場合等で、大学発ベンチャーとして認定すること及び「兵庫医科大学発ベンチャー」の称号を保持させることが適当でないと学長が認める場合
  - 4 認定大学発ベンチャーが本規程に基づく責務を遵守しない場合
- ② 前項による認定及び称号の授与の取消しを受けた者は、速やかに称号記を返付するものとし、当該取消しを受けた日以降、兵庫医科大学発ベンチャーとして認定を受けていた事実を事業に使用してはならない。

#### (認定大学発ベンチャーへの支援)

第11条 本学は、認定大学発ベンチャーに対し、大学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- 1 事務室又は研究室として本学内にインキュベーション室を確保し、貸与すること。
  - 2 貸与したインキュベーション室について、当該認定大学発ベンチャーの所在地とする商業登記を認めること。
  - 3 研究設備等の利用を許可すること。
  - 4 第三者に一定期間当該特許権の実施許諾を行わないこと。
  - 5 再実施権付の実施許諾(要事前承認)を認め、一定期間当該特許の独占的实施を認めること。
  - 6 理事長に対して法人による出資を申請すること。
- ② 本学は、前各号の支援に関して、必要に応じて大学発ベンチャーとの間で契約を締結することができる。
- ③ 第1項(第4号から第6号を除く。)による支援を行う期間は、原則として起業後3年間を限度とする。ただし、学長が必要と認めた場合には、5年を限度に延長することができる。
- ④ 学長は、前項ただし書きの場合には、委員会に付議し、その審議結果を踏まえ、延長の可否を決定するものとする。この場合において、学長は、認定大学発ベンチャーに対し、延長の可否の決定に関し必要となる書類の提出を求めることができる。
- ⑤ 学長は前2項の規定に拘わらず、第1項の支援を継続すべきでない事由が発生した場合には、認定大学発ベンチャーの代表者に対して当該事由を提示した上で支援を打ち切ることができる。

#### (事務)

第12条 大学発ベンチャーの認定に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、学長が発議し、教授会の意見を聴き常務会が行う。

附 則

この規程は、平成30年2月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(事務局組織の一部改組)

附 則

この改正は、2020年11月1日から施行する。(別紙様式1及び様式2の改訂)

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。(大学統合にかかる改訂)

別紙様式1（第3条関係）

年 月 日

兵庫医科大学発ベンチャー認定申請書

兵庫医科大学長 殿

(申請者)

所属

職名

氏名

兵庫医科大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程第3条第1項に基づき、下記のとおり大学発ベンチャーの認定を申請します。

なお、認定のうえは、「兵庫医科大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程」その他の諸規程等を遵守することを誓約します。

記

- ① 企業名
- ② 所在地 〒
- ③ 代表者名
- ④ 代表者区分
- ⑤ 連絡先（電話番号及びE-mail）
- ⑥ 事業開始日等 設立(予定)日  
事業開始(予定)日
- ⑦ 分野
- ⑧ 資本の額（又は出資の総額）
- ⑨ 株主（出資者）構成
- ⑩ 常時使用従業員数
- ⑪ 事業の形態
- ⑫ 事業の概要
- ⑬ 事業化しようとする研究成果の概要
- ⑭ ベンチャー設立形態
- ⑮ 兵庫医科大学の研究成果であることの説明（関連する研究者名等含む）
- ⑯ 事業予定及びその準備活動のスケジュール
- ⑰ 規程第11条に基づき支援を希望する事項及びその具体的内容

別紙様式2(第5条関係)

第 号

称 号 記

名 称

代 表 者

設立年月日

兵庫医科大学発ベンチャーの称号を授与します

年 月 日

兵庫医科大学 学長

○ ○ ○ ○